## 公益財団法人かながわ生き活き市民基金 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かながわ生き活き市民基金(以下この法人という)の事業の発展のために協力する賛助会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は法人は、会員になることができる。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

- 第4条 会費は入会時に年会費を納入し、以降、年会費を毎年納入しなければならない。
  - 2. 年会費は次のとおりとする。
  - (1) 個人賛助会員 1 口 1,000 円 1 口以上
  - (2) 法人・団体賛助会員 1口 10,000円 1口以上
  - 3. 会員が納入した年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(特典)

- 第5条 会員はこの法人が提供する次の情報・サービスを受け取ることができる。
  - 1.年次報告書 2フォーラム報告書 3. 助成団体報告書
  - 4.この法人が企画開催するイベントへの招待

(退会)

- 第6条 会員は退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。
  - 2. 会員は次の事由により資格を喪失する。
  - (1) 法人の解散又は個人の死亡
  - (2) 会員が正当な理由なく年会費を滞納し、かつ催告に応じないとき。

(会費の使涂)

第7条 会費はこの法人の公益目的事業を推進するための活動費用(事業費・管理費)に使うもとのとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、代表理事が理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める
- 2. この規程は2018年8月11日から施行する。